平成２４年（フ）第１５８号
北海道苫小牧市沼ノ端中央１丁目22番９号レジオンドヌールⅡＢ―203、住民票上の住所北海道勇払郡むかわ町田浦35番地７
債務者　竹田　忠由
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯田　健人
4　破産債権の届出期間　平成24年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第７２号
島根県出雲市斐川町上直江1926番地１　サンハイツ出雲Ａ―201、前住所兵庫県西宮市浜町４番16―102号
債務者　岡本　健志
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　智之
4　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月４日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１９７６号
横浜市港北区日吉本町３丁目18番17―101号
債務者　嘉手苅　誠
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　　翼
4　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３号
島根県出雲市大津新崎町７丁目63番地
債務者　大西　隆夫
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周藤　　滋
4　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月11日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２７号
静岡県富士宮市淀川町12番10号、前住所静岡県富士宮市青木822番地の１
債務者　佐野　　達
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　朝男
4　破産債権の届出期間　平成24年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第９１６号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南２丁目５番14号シティハイムセルティア105、申立時の住所神奈川県茅ヶ崎市東海岸南４丁目８番３号
債務者　蝦名　宏美
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷　　淳
4　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０５２号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南２丁目５番14号シティハイムセルティア105
債務者　蝦名　雅人
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷　　淳
4　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２号
長崎県佐世保市皆瀬町223番地５、旧住所山口県下関市吉見里町２丁目13番12―26号　海上自衛隊洞宿舎
債務者　辻　　広昭
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　昭則
4　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４４５号
新潟市中央区学校町通３番町5323番地51
債務者　湯浅　博之
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　良宏
4　破産債権の届出期間　平成24年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月８日午後４時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２２号
新潟市東区石山団地10―12―61　讃岐方、住民票上の住所新潟市東区東中島３丁目９番４号
債務者　太田加代子（旧姓金田）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二岸　直子
4　破産債権の届出期間　平成24年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午後２時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２６号
新潟市秋葉区荻島３丁目14番７号
債務者　齋藤　勇夫
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　充
4　破産債権の届出期間　平成24年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８２３号
神戸市北区日の峰１丁目８番地の１、従前の住所神戸市北区日の峰１丁目10番地の３
債務者　奥川　博幸
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
4　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月26日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８５号
広島市佐伯区坪井３丁目818番地１　ナカムラ病院、住民票上の住所広島市安佐南区長束５丁目25番25―５―202号　Ｂ棟
債務者　松元　昌子
法定代理人成年後見人　妻澤　裕幸
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　車元　　晋
4　破産債権の届出期間　平成24年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月11日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部